

消防法令違反公表制度について



建物を利用される皆様の安心・安全のために

運用開始 令和2年4月1日から

違反対象物の公表とは

利用する建物の危険性に関する情報を入手し、自ら利用について判断ができるよう、消防法令違反情報を公表するものです。

● 公表の対象となる建物は？

集会施設、飲食店、物販店舗、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物
病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物

● 公表の対象となる違反項目は？

次の消防用設備の設置義務がある建物のうち未設置であるもの

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備

● 公表するのはどのような場合？ その方法は？

違反の内容を通知した日から14日を経過しても違反が継続している場合に、奥州金ヶ崎行政事務組合ホームページに掲載します。

● 公表する内容は？

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 消防法令違反の内容

問い合わせ先

奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部
予防課査察係 0197-24-7211（内線231）